

## よつかいどう市

発行

四街道市商工会広報委員会

四街道市鹿渡895-14

TEL.043(422)2037

FAX.043(423)6941

URL <http://yotsukaido.or.jp>

商工会

2021年133号

だより

e-mail [info@yotsukaido.or.jp](mailto:info@yotsukaido.or.jp)

## よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき  
弁護士 古川 薫

四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

(有)山本産業 TEL (422)2620(代)  
FAX (422)9069

東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

緊急事態宣言の影響緩和に係る  
「一時支援金」について

一時支援金は、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、2021年1～3月のいずれかの月の売上が、2020年（または2019年）の同月と比べて、50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、一時支援金（上限額：中小法人等60万円、個人事業者等30万円）が給付される制度です。

一時支援金は不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、登録機関による確認が必要です。四街道市商工会では、四街道市内の事業所を対象として事前登録確認を行っておりますが、会員事業所（市外事業所含む）につきましては、電話による質疑応答のみで、簡単に事前確認を受けることができます。

事前確認を受け終えたのちに、一時支援金ホームページからオンライン申請してください。詳しくは、一時支援金事務局ホームページ (<https://ichijishienkin.go.jp/>) をご覧ください。

なお、千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象飲食店は給付対象外となります。

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

## 給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 60万円 個人事業者等 ▶▶ 上限 30万円 を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月\*の売上×3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

## 給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること\*

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること